

平成25年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成25年11月15日 (金) 開会 午前 9時30分 閉会 午前11時50分						
会議場所	全員協議会室	出席者数	委員定数14名中 出席者14名				
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘	2号	職務代理	尾崎 孝好
			委員	田中正 伸		委員	深瀬 優子
			委員	谷澤 誠		委員	金子 勝
			委員	柳田 政男		委員	川畑 勝弘
		2号	委員	千種 秀信	委員	梅田 昌照	
			委員	栗原 昭	委員	小森 和雄	
			委員	中澤 佳珠代	委員	世羅 陽一郎	
臨時委員	なし		参考人	なし			
幹事	新井 健司						
事務局職員及び説明担当員	【事務局担当（まちづくり推進課）】 友光副部長、斉藤課長、平澤副課長、斉藤主査、田之上主事 【説明担当員（下水道課）】 新井建設部長、橋本課長、佐藤副課長、新井副課長、厚澤主査 【説明担当員（産業振興課）】 友光副部長兼課長、村木主査、松島主事						
欠席委員							
議長	木内 芳弘	担当書記	田之上 侑司				

会 議 事 項

1 開 会 新井 幹事

2 会長あいさつ 木内 会長

3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中14名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として田中委員と深瀬委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

5 議 事

(1) 諮問

①富士見都市計画下水道の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、10月25日から11月8日までの間行い、縦覧者「0名」・意見提出者「0名」と報告。

なお、提出期限後に意見書1通の提出があったが、提出期限後のため正式な意見書としては取り扱えないことの説明及び意見書の要旨を報告。

会 議 事 項

質疑応答

委員：都市施設に追加が予定されていたポンプ施設について、追加ができなくなった理由は何か。

担当：既存ポンプ施設は過去に河川事業により設置されたものであるが、ポンプ施設の増設にあたり、河川事業では補助対象とならないため、国の補助対象となる下水道事業に位置づけをして整備する予定であった。新河岸川への放流規制の関係から下水道施設として位置づけするには膨大な調整池の設置が必要となり都市施設として追加することができなくなった。

委員：下水道事業では、より多くの事業費が必要となることから追加できないということか。

担当：ご指摘のとおり。

委員：都市施設として追加できないとのことであるが、ポンプ施設の増設を断念することか。

担当：都市施設としての位置づけはできなくなったが、ポンプの増設は雨水処理計画で必要なことから、河川事業により予定どおり増設する。

委員：雨水対策として必要な機能であるため、予定どおり設置をお願いします。

委員：尺地堀排水路から新河岸川へ排水できる比流量はいくらか。

担当：ポンプ施設建設当時の平成5年基準の比流量は1であったが、平成25年基準では、1.4まで可能となったことから、放流量は毎秒1.3トンから1.8トンに見合うポンプの増設を考えている。

委員：ポンプの増設時期はいつごろを予定しているのか。

担当：平成27年度を予定している。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画下水道の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

会 議 事 項

②富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、10月10日から24日までの間行い、縦覧者「0名」・意見提出者「0名」と報告。

質疑応答

委員：生産緑地地区の行為制限解除が申し出された場合、農業委員会、JAへの斡旋を行っているとのことだが、新規就農者への斡旋はしないのか。

担当：JAを通じて農業者に斡旋を行っている。

委員：過去に買取り申し出による買取りや斡旋による買取りがされたことはあるか。

担当：これまでに生産緑地地区での申し出による買取りをされた事例はない。なお、集会所施設の一部用地として買取りされた事例はある。

委員：農業者の実情は、主たる農業従事者の死亡などにより農業継続ができないことや相続税納税のため売却せざるを得ないなどの状況となっている。農用地として引き続き土地利用が図られるよう農業者に斡旋を行っているが、土地取得費も高く買取りまで至らず、保全できない状況に苦慮している。

委員：市内農業者のみが斡旋対象となるのか。

担当：JAから市内外を問わず農業者へ斡旋を行っている。

委員：インターネットなどを活用し、斡旋について広く周知するなどの検討をする予定はないか。

担当：現状では実施していないが、今後更に検討してまいりたい。

委員：第241号生産緑地地区は道路採納による区域変更となっているが、一部分のみが採納されているのはなぜか。

担当：本地域は水子地区地区計画区域内であり、ご指摘の道路は地区施設道路として位置づけされている。今回の変更は、対面する土地において開発行為が行われた際、地権者のご理解により地区施設道路用地として生産緑地地区の一部を採納

会 議 事 項

いただいたものである。

委員：開発行為が行われなければ道路整備は進まないということか。

担当：水子地区地区計画区域内の地区施設道路は、原則、個別の開発行為に伴い順次整備されていくものであるが、地域内の幹線道路については、道路整備事業により整備を行っていく方針である。

委員：採納が行われているのに幅員が狭い箇所がある。採納の基準はどのような内容か。

担当：採納にあたっては、開発指導要綱に基づき原則4.8メートルの道路幅員を指導している。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」、挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

(2) 事前説明

①富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(県決定)

担当から別添資料により概要について説明。

質疑応答

委員：自然環境の保全についての記述が増えたことは良いことだと思うが、個別の地域名の中に柳瀬川地域の記述がされていないのはなぜか。

担当：変更案は埼玉県が記述しているが、河川については、荒川水系新河岸川河川整備計画の上位に位置づけされている荒川や新河岸川などの本川を記述し、支川である柳瀬川は記述されていないものと考えられる。また、ご指摘の新河岸川地域

会 議 事 項

は、三芳町において工業系の土地利用がされていることなども要因として考えられる。ご指摘の点については、埼玉県の間え方を確認したい。

委員：計画案の策定にあたり、埼玉県との調整は図られているのか。

担当：計画案の策定にあたっては、県と本市、ふじみ野市及び三芳町の相互で電話や文書などで調整を図っている。

委員：市内では、踏み切りが原因で東西交通に支障をきたしていると思う。本方針に改善策などの計画を記述することはできないか。

担当：本市では東西交通の円滑化を図るため、隣接市とともに鉄道事業者に対し立体交差などの要望を行っている。連続立体との記述については、現時点においては難しいと考える。

委員：全体的に簡素化され記述が大まかとなっているが、具体的な記述が必要ではないか。

担当：本方針は、ふじみ野市と三芳町を含めた2市1町の都市計画区域における整備方針となっており、埼玉県において一定の表記統一がされた表現となっている。また、今回の変更から、記述内容を広域的・根幹的なものとするこことされており、地域に密着した都市計画については、これまでどおり各市町において総合振興計画や都市計画マスタープランなどに記述するものである。

以上の質疑を経て、事前説明を終了した。

6 閉 会 新井 幹事